

普通預金規定(決済用普通預金を含む)

1. (預金の払戻し)

- (1) この預金を払戻すときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。
- (2) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当組合所定の手続きをしてください。
- (3) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当組合の任意とします。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。)1,000円以上について付利単位を100円として、毎年3月と9月の当組合所定の日、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
- (2) 決済用普通預金には利息をつけません。

3. (未利用口座管理手数料)

- (1) 以下の①ないし④のすべての条件に該当する普通預金口座を未利用口座として取り扱います。
 - ① 令和4年6月1日以降に開設された普通預金口座であること
 - ② 最後の預入れ(当該普通預金の利息入金を除く、但し、出資配当金の入金は預入れとみなす)または払戻し(未利用口座管理手数料の引落は除く)から2年以上、一度も預入れまたは払戻しの利用がないこと
 - ③ 当該普通預金口座の残高が1万円未満であること
 - ④ 総合口座の場合、定期預金の取引がないこと
- (2) この預金が未利用口座となった場合には、当組合所定の未利用口座管理手数料をいただきます。
- (3) この預金が未利用口座となった場合、お届けの住所宛に書面にて案内いたします。
- (4) 前号の通知発送後、一定期間(3か月)の間に預入れまたは解約の手続きをいただけない場合は、この預金口座から所定の未利用口座管理手数料を引落しできるものとします。
- (5) この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は、預金者に通知することなく、残高全額および利息を未利用口座管理手数料に充当し、この預金口座を解約できるものとします。
- (6) 解約された預金口座の再利用および未利用口座管理手数料の返金はいかなる場合も応じません。

この他、「流動性預金共通規定およびびんしん総合口座取引規定」を参照ください。

以 上

令和4年4月1日改定